

掛川市条例第75号

掛川市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月25日

掛川市長

(別紙)

掛川市火災予防条例の一部を改正する条例

掛川市火災予防条例（平成17年掛川市条例第186号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>（住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準）</p> <p>第38条の3 住宅用防災警報器は、次に掲げる住宅の部分（第2号から第5号までに掲げる住宅の部分にあっては、令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物又は(16)項に掲げる防火対象物の住宅の用途に供される部分のうち、専ら居住の用に供されるべき住宅の部分以外の部分であって、廊下、階段、エレベーター、エレベーターホール、機械室、管理事務所その他入居者の共同の福祉のために必要な共用部分を除く。）に設けること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に掲げる住宅の部分が存する階（避難階（<u>建築基準法施行令第13条の3第1号</u>に規定する避難階をいう。以下この条において同じ。）を除く。）から直下階に通ずる階段（屋外に設けられたものを除く。以下この条において同じ。）の上端</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>（住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準）</p> <p>第38条の4 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 住宅用防災報知設備は、その部分である法第21条の2第1項の検定対象機械器具等で令<u>第37条第7号から第7号の3</u>までに掲げるものに該当するものについてはこれらの検定対象機械器具等について定められた法第21条の2第2項の</p>	<p>（住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準）</p> <p>第38条の3 住宅用防災警報器は、次に掲げる住宅の部分（第2号から第5号までに掲げる住宅の部分にあっては、令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物又は(16)項に掲げる防火対象物の住宅の用途に供される部分のうち、専ら居住の用に供されるべき住宅の部分以外の部分であって、廊下、階段、エレベーター、エレベーターホール、機械室、管理事務所その他入居者の共同の福祉のために必要な共用部分を除く。）に設けること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に掲げる住宅の部分が存する階（避難階（<u>建築基準法施行令第13条第1号</u>に規定する避難階をいう。以下この条において同じ。）を除く。）から直下階に通ずる階段（屋外に設けられたものを除く。以下この条において同じ。）の上端</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>（住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準）</p> <p>第38条の4 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 住宅用防災報知設備は、その部分である法第21条の2第1項の検定対象機械器具等で令<u>第37条第4号から第6号</u>までに掲げるものに該当するものについてはこれらの検定対象機械器具等について定められた法第21条の2第2項の技術</p>

技術上の規格に、その部分である補助警報装置については住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に、それぞれ適合するものでなければならない。

上の規格に、その部分である補助警報装置については住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に、それぞれ適合するものでなければならない。

#### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。